

## 債権譲渡

### 【過去問】

Aは、金策に困ってBから1,000万円を借り受け、Aの友人であるCは、Aの保証人となって1,000万円の保証債務を負担した。その際、BのAに対する1,000万円の貸金債権には譲渡禁止特約を付けた。その後、Aは1,000万円の借金のうち400万円だけをBに弁済していたところ、BはAに対する1,000万円の貸金債権全額をDに譲渡し、Aはその譲渡について異議を留めずに承諾した。Dは、Aに対する貸金債権をBから譲り受ける際に、その貸金債権に譲渡禁止特約が付いているかもしれないと思いながらも、特に調査することはなかったが、Aが400万円を弁済したことについては全く知らなかった。

Dは、Aに対して1,000万円の支払を求めることができるか。さらに、Dは、Aが支払に応じない場合には、Cに対して1,000万円の支払を求めることができるか。

(平成15年度家裁調査官補 種 第二次試験)

### 〔解説〕

1. 譲渡禁止特約のある債権も民法466条2項但書により、「善意」の第三者には対抗できない。**重過失**は悪意と同じ(判例)。無過失を要するかについては学説は分かれている。重過失者のみを除外するのが妥当か。悪意・重過失の立証責任は債務者が負うと解すべきであろう。

2. 譲渡禁止特約のある債権でも債務者が承諾すれば、譲渡できる。(発展 債権譲渡はいつの時点から有効となり対抗力が生じるか。民法116条但書。)

3. 異議をとどめない承諾をすると、債務者は【**善意の**】譲受人に対して債権及び抵当権の消滅を抗弁しえない(判例)。しかしその場合でも抵当権または保証債務は消滅する。したがって、後順位担保権者・物上保証人・保証人の権利に影響を及ぼすことはない。

### (発展1)

〔**差押・転付命令の場合には、民法466条2項の適用はない。差押債権者の特約についての善意・悪意にかかわらず当該債権は差押・転付命令の対象となる(判例)**〕。

最判昭和45年4月10日民集24巻4号240頁

「原判決は、転付命令による債権の移転についても、民法四六六条二項の規定が準用されるものと解し、転付命令を受けた債権者が当時譲渡禁止の特約の存在につき悪意である場合には転付命令によつてその債権を取得できない旨判示する。

しかし、譲渡禁止の特約のある債権であつても、差押債権者の善意・悪意を問わず、これを差し押え、かつ、転付命令によつて移転することができるものであつて、これにつき、同法四六六条二項の適用ないし類推適用をなすべきではないと解するのが相当である。ただし、同法四六六条二項は、その文理上、債権の譲渡を禁止する特約につき、その効力を認めたものであつて、譲渡以外の原因による債権の移転について同条項の規定を準用ないし類推適用すべきものとする見解には、首肯するに足りる合理的根拠を見出すことができないのみならず、譲渡禁止の特約のある債権に対して発せられた転付命令について、同

法四六六条二項の準用があると解すると、民訴法五七〇条、六一八条が明文をもつて差押禁止財産を法定して財産中執行を免れ得るものを制限的に特定し、同法六〇〇条が差し押えた金銭の債権について差押債権者の選択に従い取立命令または転付命令を申請できる旨定めている法意に反し、私人がその意思表示によつて、債権から強制執行の客体たる性質を奪い、あるいはそれを制限できることを認めることになるし、一般債権者は、担保となる債務者の総財産のうち、債務者の債権が、債務者、第三債務者間の譲渡禁止の特約により担保力を失う不利益をも受けなければならないことになるのであつて、法の予想しない不当な結果をうむものといわなければならない、このような結果は、転付命令申請の際に差押債権者が善意であれば保護されるということや、差押債権者には取立命令を得る道が残されているということで補われるものではないからである。」

## (発展2)

譲渡債権請求事件・最判昭42・10・27民集21巻8号2161頁(棄却)

(事実の概要) Yと三井建設株式会社との間に、昭和三八年四月一五日Yの注文により三井建設株式会社が店舗兼住宅の建築工事を請け負い、工事完成時期を同年六月末日とし、報酬金を二九〇万円、契約と同時に金一〇〇万円、同年四月三〇日金五〇万円、同年六月五日金四〇万円、完成引渡時に金九〇万円を各支払うこととし、残金一〇万円はさきに支払った仮契約金をもつて充当する約の請負契約が成立した。同年六月一九日三井建設株式会社は、右報酬請求権のうち完成引渡時に支払われる約の分割払金九〇万円の内金八〇万円をX(原告、控訴人、上告人)に譲渡し、Yは異議をとどめずしてこれを承諾したが、右譲渡に際しXは、右債権が請負契約に基づく報酬請求権であり、しかも将来完成されるべき未完成工事部分の報酬金に属するものであることを知っていたことならびに、三井建設株式会社は、Yから報酬金のうち二〇〇万円を受け取りながら同年七月三〇日以降工事を中止し、約六分どおりの工事をしたまま放置したので、Yは同年九月二五日右請負契約を解除した。Xは、Yに対し譲受債権の支払いを求めた。

(判決理由)「ところで、請負契約は、報酬の支払いと仕事の完成とが対価関係に立つ諾成、双務契約であつて、請負人の有する報酬請求権はその仕事完成引渡と同時履行の関係に立ち、かつ仕事完成義務の不履行を事由とする請負契約の解除により消滅するものであるから、右報酬請求権が第三者に譲渡され対抗要件をそなえた後に請負人の仕事完成義務不履行が生じこれに基づき請負契約が解除された場合においても、右債権譲渡前すでに反対給付義務が発生している以上、債権譲渡時すでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していたものというべきである。従つて、このような場合には、債務者は、右債権譲渡について異議をとどめない承諾をすれば、右契約解除をもつて報酬請求権の譲受人に対抗することができないが、しかし、債務者が異議をとどめない承諾をしても、譲受人において右債権が未完成工事部分に関する請負報酬請求権であることを知っていた場合には債務者は、譲受人に契約解除をもつて対抗することができるものと解すべきである。ただし、民法四六八条一項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果をみとめているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果と解すべきであつて、悪意の譲受人に対してはこのような保護を与えることを要しないというべきだからである。

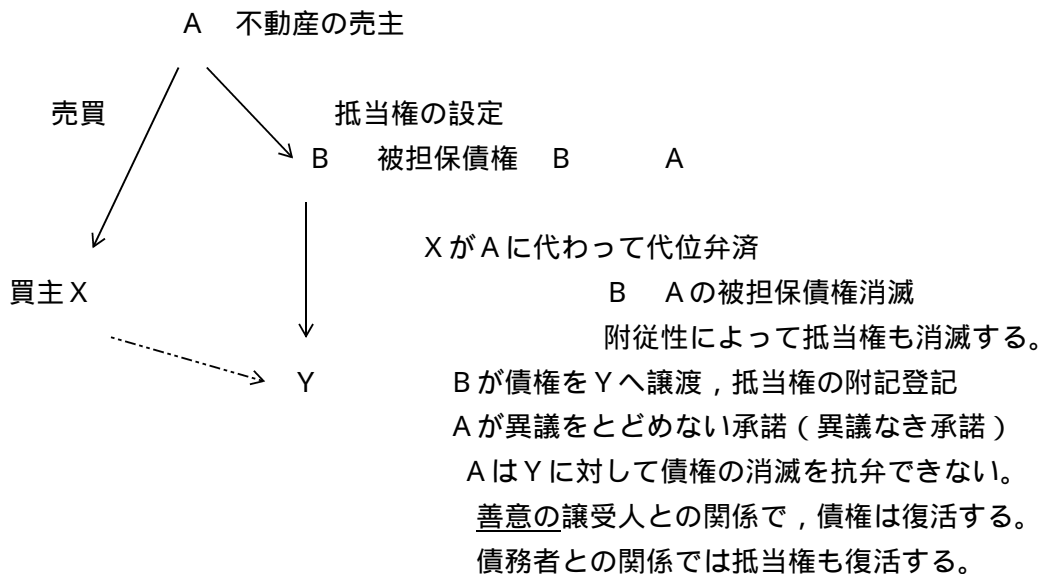
従つて、Yは、三井建設株式会社が本件債権譲渡後に残工事完成義務を履行しなかつたため、本件請負契約が解除された結果報酬残金九〇万円の支払義務がなくなつたことを理由として、本件債権の悪意の譲受人たるXに対しその支払いを拒むことができる。」

(発展3)

最判平4年11月6日判時1454号85頁(上告棄却)

(事案の概要)買主Xは売主Aと不動産の売買契約をした。その後、当該不動産にBの抵当権が設定された。そこでXはA、Bと話し合い、Aに代わってBに被担保債権を弁済するが、その弁済はAに対する売買残代金をもって充てることを取り決めた。XがBにAの債務を弁済したところ、その翌日、YがBから被担保債権を譲り受けたことを原因とする抵当権の付記登記を経由した。XがY(被告)に抹消登記を求めたところ、YはAの被担保債権の譲渡には確定日付のある承諾があるので、その担保である抵当権の取得をXに對抗できると主張する。

(判決理由)「本件抵当権は、Xがその被担保債権である本件貸付金債権を代位弁済したことによって消滅したところ、Yがその後にBから当該貸付金債権の譲渡を受け、債務者であるAが異議を留めずに債権譲渡を承諾しても、これによってBがYに対して本件貸付金債権の消滅を主張し得なくなるのは格別、**抵当不動産の第三取得者であるXに対する関係において、その被担保債権の弁済によって消滅した本件抵当権の効力が復活することはない**と解するのが相当である。XがYに対して本件抵当権設定登記の抹消登記手続を求める請求は認容されるべきもので(ある)。」



\* 二重払いを強いられる債務者の不利益は譲渡人との間で調整することになる(468条1項但書)。

しかし、抵当不動産の第三取得者であるXとの関係では抵当権は消滅する。

〔結論〕XはYに対して抵当権抹消登記手続をを求めることができる。

## 民法1〔債権譲渡〕 小テスト

Aは、Cに対し、平成13年5月8日、Bに対する1000万円の売買代金債権を譲渡し、同月14日、Bに対し、確定日付のある証書をもって本件債権の譲渡を通知し、この通知は同月15日に到着した。

Aは、平成13年5月10日、Dに対しても本件債権を譲渡し、同月13日、Bに対し、確定日付のある証書をもってDへの債権譲渡を通知した。この通知は同月15日に到着したが、Cへの債権譲渡の通知とどちらが先にBに到着したかは不明である。この場合におけるBC間及びCD間の各法律関係について論ぜよ。

**最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁を読む。**

二重譲渡の場合に、なぜ到達時の先後で優劣を決するのか？

対抗要件制度の構造

〔1〕民法四六七条一項

なぜ「債務者への通知」を債務者のみならず債務者以外の第三者に対する関係においても対抗要件としたのか。

債権を譲り受けようとする第三者は、先ず債務者に対し債権の存否ないしはその帰属を確かめる。

債務者は、当該債権が既に譲渡されていたとしても、譲渡の通知を受けないか又はその承諾をしていないかぎり、第三者に対し債権の帰属に変動のないことを表示するのが通常である。

第三者はかかる債務者の表示を信頼してその債権を譲り受けることがある。

「民法の規定する債権譲渡についての対抗要件制度は、当該債権の**債務者の債権譲渡の有無についての認識を通じ、右債務者によつてそれが第三者に表示されうるものであることを根幹として成立している**。」

民法四六七条二項は、一項所定の債権譲渡についての**対抗要件制度の構造**になんらの変更を加えるものではない

〔2〕民法四六七条二項

なぜ確定日付ある証書をもってすることを必要としているのか、その趣旨。

こんなことを考えた。

債務者が第三者に対し債権譲渡のないこと（通知がきていないこと）を表示したため、第三者がこれに信頼してその債権を譲り受けた。

その後、譲渡人たる旧債権者が債権を他に二重に譲渡し、債務者と通謀して譲渡の通知又はその承諾のあつた日時を遡らしめる等の作為をした。

\*

（それでは困るので、）「**第三者の権利を害するに至ることを可及的に防止する**」ために確定日付ある証書をもってすることとした。

〔結論〕対抗要件制度の構造に鑑みれば、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互の

間の優劣は、通知又は承諾に付された確定日附の先後によつて定めるべき〔我妻，於保，柚木〕ではなく、確定日附のある通知が債務者に到達した日時又は確定日附のある債務者の承諾の日時の先後によつて決すべきであり、また、確定日附は通知又は承諾そのものにつき必要である〔到達時または承諾時につき確定日附が必要〕と解すべきである（判例）。

債権譲渡は債務者の認識を基礎として成り立っている。

で、債務者が悪事に荷担したらどうなるの？

- ・いつ到達したか、いつ承諾したかは、債務者はある程度操作できる。
- ・「確定日附ある証書」によらない通知、承諾が先にあったことにして債務者は第二譲受人に弁済できる。債権者（譲渡人）、債務者、第二譲受人とが共謀して弁済は済んだ、と主張されたら手の打ちようはない。

× 債権譲渡の対抗要件の具備の判断はかなり不安定なものである。

譲受人が相互に優先的な譲受人であることを主張できないとき

各譲受人は、債務者に対しそれぞれの譲受債権についてその全額の弁済を請求することができる。

債務者は、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできない。 最判昭 55・1・11 民集 34 卷 1 号 42 頁

### 二重払の負担？

債務者が債務を弁済すれば、その限度で債務は消滅する。

（参照）劣後譲受人への弁済が債権の準占有者への弁済（478 条）となるとき（最判昭和 61 年 4 月 11 日民集 40 卷 3 号 558 頁）

「当該債権に差押がされていることを執行上の障害として執行機関に呈示することにより、執行手続が満足的段階に進むことを阻止しうる（民訴法五四四条参照）」 最判昭 55・1・11 民集 34 卷 1 号 42 頁

債務者が  
供託をする（494 条以下）

\* 到達時の先後関係が不明な場合は供託できる。  
（ただし、実務上、同時到達を理由とする供託は認められていない。）

供託をすると、

最判平成 5 年 3 月 30 日民集 47 卷 4 号 3334 頁，判時 1462 号 85 頁。

「滞納処分としての債権差押えの通知と確定日付のある右債権譲渡の通知の第三債務者への到達の先後関係が不明であるために，第三債務者が債権者を確知することができないことを原因として右債権額に相当する金員を供託した場合において，被差押債権額と譲受債権額との合計額が右供託金額を超過するときは，差押債権者と債権譲受人は，公平の原則に照らし，被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するのが相当である。」

債務者が譲受人の 1 人に  
弁済をする。

他の同順位の譲受人は弁済を受けた譲受人に対し，  
按分額に応じた分配請求権を有するだろうか。

債権額に応じて按分された割合で帰属する最判平成 5 年 3 月 30 日という論理からいけば，同順位の譲受人は，弁済を受けた譲受人に対し分配請求権を取得する。（多数説か）

判例は不明。もっとも，債権者取消権の場面での按分額の配当義務を否定する論理が表面に出ると無理か。

平成 5 年 5 月 18 日法務省民事局第 4 課長通知民 4 第 3841 号

「この判旨（最判平成 5 年 3 月 30 日）によると債権に対して差し押え等が競合し，その対抗要件の具備の先後関係が不明である場合においては，払渡請求権は，被供託者に各債権額に応じて按分された割合で帰属することになると考えられるが，前記判示における先後関係の不明は実体的な関係を究極的・客観的にみた場合のことであるから，今後，第三債務者から債権者不確知供託の申請がなされた場合において，その供託原因が債権譲渡通知等の先後関係が不明であるとするものであっても，従来どおりこれを受理して差し支えない」。